

【事業費のキャッシュレス決済対応について】

令和7年度から主催大会交付金において、「クレジットカード」と「デビットカード」に限り、以下の条件で使用が認められています。取扱いの詳細は以下のとおりとなります。

1. クレジットカード及びデビットカード払いの概要

クレジットカード及びデビットカード（以下「カード」）に限り、分担金対象経費として事業費の充当が可能です。

（１）経費の充当範囲

- ① 旅費・宿泊費 … 金額の100%が分担金の助成対象
- ② ①以外の経費 … 法人名義の場合は金額の100%が分担金の助成対象
個人名義の場合は金額の95%が分担金の助成対象

（２）支払方法

- ① 一括払いであること。（分割払い、リボ払いなどは対象外）
- ② 原則として、引落日が3月31日以前までのものが、分担金対象

注 意 スマホ決済アプリ、電子マネー、コード決済、電子ウォレット等は、対象外です。

2. カード利用時に提出する証明書類の必須事項について

売上票や利用票といった「カードで支払ったことが分かる書類」と場合により「カードで支払った内容の明細」を提出ください。その書類に該当するものとして、掲載事項は次のとおりです。

【カードで支払ったことがわかる書類に必須の掲載事項と明細について】

- カード利用日（購入日） ●利用金額 ●原則としてカードの一部の番号表示
- ※上記の掲載のほか、明細も載っているものは、それ1枚での提出です。明細の掲載がない場合は、明細がわかる書類の提出が必要です。

注 意

- (1) カード利用日が、事業実施日以前または事業実施当日であること。
- (2) クレジットカードの引き落としがされているか確認を求められた場合は、通帳の確認等に応じていただく必要があります。

3. カード利用における公金取扱者の確認について（重要）

カード利用にあたり、公金取扱者の確認ポイントは以下の内容です。事前に確認のうえ、事業実施、事業報告を行ってください。

（１）カードの名義

- ➡ ①「法人名義」なのか、「個人名義」なのかを確認し、支払金額のうち、分担金の充当が可能となる金額を、決算書への計上金（上記1表）
- ②個人名義の場合、その個人が実施団体関係者であり、事業に必要な内容に対するの支払いでカードを利用すること。

(2) 引落日と利用日（購入日）

➡ 引落日が3月31日以前であること。

年度末の事業において、購入日が3月31日より前であっても、引落日が年度を跨がないこと。

カード利用日（購入日）が事業実施日より前であること。

(3) 支払方法

➡ 分担金対象とするものが、一括払いでカード利用していること。

【その他の留意事項】

1. ポイントカードの利用について

決済時に各種ポイントカード等を利用した場合、分担金対象経費は付与されたポイント分を差し引いた額になります。一度の決済で複数種類のポイントが付与された場合、付与されたポイントの合計分を差し引くことになります。十分注意の上、執行してください。

例) 10,000 円の個人クレジット決済で A ポイントが 100 ポイント、B ポイントが 50 ポイント、C ポイントが 50 ポイント付与された場合の分担金対象経費は以下のとおり。

$$10,000 \text{ 円} \times 95\% - (100 + 50 + 50) = 9,300 \text{ 円}$$

2. インターネットバンキングを利用して決済する場合の証明書類について

インターネットバンキングにより支払いを行った場合の証拠書類は以下の通りです。

(1) 振込明細書（PDF データを印刷したもの） ※利用するサービスによって名称が異なります

システムから出力した P D F データを印刷しご提出ください。P D F 出力が難しい場合は、画面に明細が表示された状態でスクリーンショットを取り、印刷してご提出ください。

注 意

Excel や CSV など手元で編集可能なため、証明書類として取り扱うことができません。

(2) 役員等出席簿及び謝金支払内訳表（振込により謝金を支払う場合のみ）

「従事者氏名、従事日、役割」の確認書類として役員等出席簿をご提出ください。

また、「従事者、謝金単価、日数」支払ったかが分かる書類として謝金支払内訳表をご提出ください。

必要事項が網羅されていれば両書類を一つにまとめて構いません。まとめた場合の例は以下の通りです。

役員等出席簿 兼 謝金支払内訳表

【主管団体名】 東京都〇〇協会

【事業名】 スポーツフェスティバル東京

番号	氏 名	役割	従 事 日					謝金 単価	合計	源泉 徴収額	振込 金額
			5/9	5/10	5/16	5/17	5/23				
1	山田 太郎	役員	○		○	○		5,000	15,000	540	14,460
2	東京 二郎	役員	○	○		○	○	5,000	20,000	720	19,280
3	新宿 花子	審判員	○	○	○		○	4,000	16,000	576	15,424
4	渋谷 順子	審判員	○			○	○	4,000	12,000	432	11,568
5	品川 三郎	補助役員	○	○	○	○	○	3,000	15,000	540	14,460